

令和3年1月5日開催

箕輪町農業委員会 35 回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和3年1月5日(月) 午後3時00分から午後3時40分

2. 開催場所 役場3階講堂

3. 出席委員(21人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博
欠席	4番	代田	三男

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋	英人
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について  
日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第9 報告第4号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦勞様でございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、あけましておめでとうございます。今年の年末年始は、コロナ化ということもあり、自宅でゆっくり過ごしていた。ニューイヤー駅伝、箱根駅伝などテレビで観戦し、時間があつたので、タブレットであけましておめでとうの意味を調べてみました。今年も新しい年が迎えられたことへの感謝・希望が込められている言葉という趣旨の内容の説明が多い内容でした。昨年を振り返ると、コロナ化で、国内では安部首相が退任し、菅内閣が誕生。アメリカ合衆国の大統領選挙、鳥インフルエンザが猛威をふるい、豚コロナも引き続き発生している。

コミュニケーションの場としての宴会が中止、イベントも中止など、外食産業が打撃を受けている状況下、国は、首都圏で緊急事態宣言発令の向け準備している状況。

我々委員の任期も今回の総会を除くと、後2回の総会を残すのみとなっております。

残りの期間くれぐれも体調には気を付けていただきたいと思います。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第35回総会を開会いたします。本日の出席者ですが、4番代田委員から欠席の旨連絡がありましたので、現在21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

12月の経過報告について申し上げます。

12月第34回総会を12月7日(月)に行い、農地法第3条15件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件6件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。12/23に、上古田桜の会が行われ代理が出席しております。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

5番井口雅文委員・6番日野正章委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、東箕輪 [ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

東箕輪 [ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>の計 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲受人は松島北島の [ ] さん。小河さんは、兼業で農家をしており意欲的に農地を拡げたいと考えており、今回、1番から3番案件は [ ] さんが取得する予定の農地で、隣接している農地となります。

現在の耕作面積は、 [ ] で地域の下限面積30aを満たしております。

売買価格は、坪 [ ] 円です。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

東箕輪 [ ] 地目は「 [ ] 」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

内容は、1番と同じであります。

売買金額は、坪 [ ] 円です。

位置図は、1ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、東箕輪 [ ] 地目「 [ ] 」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

内容は、1番と同じであります。  
売買金額は、坪■■■■円です。  
位置図は、1ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。  
土地の表示は、福与■■■■ 地目「■」面積■■■■㎡です。  
今回の案件は、自宅の近くであり、管理しやすいため取得することにした。  
耕作面積は、所有地■■■■、借入地■■■■で、地域の下限面積5aを満たしている。  
売買価格は、坪■■■■円です。  
位置図は、3ページです。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。  
土地の表示は、中箕輪■■■■ 地目「■」面積■■■■㎡です。  
譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、本人は町外在住で今後も農業を行う予定がないため農地の縮小を考えていた。譲受人は、農業経営拡充を考え取得することとした。  
耕作面積は、■■■■で、地域の下限面積5aを満たしている。  
売買価格は、坪■■■■円です。  
位置図は、4ページです。

6つ目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。  
土地の表示は、三日町■■■■ 地目「■」面積■■■■㎡です。  
譲渡人は高齢のため、農地を取得してもらえる人を探していた。  
譲受人の■■■■さんは、申請地で梅畑を計画しており、今回無償にて贈与していただける話を受け取得することとした。  
耕作面積は、借入■■■■で、地域の下限面積30aを満たしている。  
位置図は、6ページです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

1番・2番・3番案件につきまして、鈴木委員。

鈴木委員

11/27 来訪、実家は北小河内にあり、充分耕作できると判断しています。

議 長

4番の案件について、井口委員。

井口委員 12/6 自宅にて説明を受けた。内容については、事務局の説明のとおりです。

議 長 5 番案件について、大槻委員。

大槻委員 対象農地については、現状荒れているが、取得後すぐにトラクターをかけるよう話をしてあり、野菜を栽培したいとの話であります。

議 長 6 番案件について、藤澤委員。

藤澤委員 12/14 に■■■■さんが来て説明を受けました。農地相談にも来ていた場所であり、耕作できる方を探していたところ、梅を栽培したいとの話でよかったと感じている。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。  
  
1 つ目の案件です。売買による駐車場用地に伴う申請です。  
売買価格は坪■■■■円です。  
土地の所在は、議案書 3 ページを確認ください。  
■■■■筆合計■■■■㎡です。  
譲受人は、近隣の■■■■となります。■■■■は、重要文化財の阿弥陀如来像をはじめ、多くの文化財を配置しており葬儀以外にも多くの来訪者があり駐車場が不足していたところであり、近くで駐車場用地を探していた。  
譲渡人は、現在に在住で、今後も農業を行う予定もない状況であり、檀家となっている■■■■の為に使うことがいいと判断し、売ることとした。  
農地区分は、市街化近接区域内で、概ね 10 ha 未満の農地で、第 2 種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。  
位置図は、1 ページになります。

2つ目の案件です。売買による住宅用地に伴う申請です。本案件は計画変更（従前許可は、平成14年10月16日住宅用地として計画。）

土地の所在は、中箕輪■■■■ 地目「■」 面積■■■㎡です。

申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に合わせ手狭となった為住宅用地を探していた。譲渡人は、平成14年に長男の住宅を建てる予定で申請地を取得したが、長男の予定が変更となり、必要がなくなっていた。

農地区分は、市街化近郊区域内の農地で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

売買価格は、坪■■■■円です。

位置図は、3ページになります。

3つ目の案件です。賃貸による倉庫用地としての申請です。

賃貸価格は、年■■■■円となっております。

土地の所在は、中箕輪■■■■ 地目「■」 面積■■■㎡です。

農地区分は、用途地域内、準工業地域、第3種農地に該当。

申請人は、隣接地でプラスチック製造業を営んでおり、業務拡大に伴い倉庫が不足するため計画。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、7ページになります。

4つ目の案件です。賃貸による、資材置場用地としての申請です。

土地の所在は、議案3ページを確認ください。

計■■■■㎡です。

申請人は建設会社を営んでおり、資材置場が不足している状況であり、計画地を賃貸し資材置場を計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地で、第2種農地に該当。

位置図は、10ページとなります。

5つ目の案件です。売買に伴う住宅用地に伴う申請です。

土地の表示は、東箕輪■■■■ 地目「■」 面積■■■㎡です。

申請人は、現在町内のアパートに家族4人で暮らしている。子供の成長にあわせて手狭となった為、住宅を建てられる場所を探していた。また、東箕輪地区で果樹（ブドウ）を行いたいと考えていたため、今回の計画地は、隣接地を含め取得できることとなった為計画。

売買価格は、坪■■■■円です。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと判断します。  
位置図は、12 ページです。

6つ目の案件です。売買による工場用地のとしての計画です。

土地の所在は、中箕輪 [ ] 地目「 [ ] 」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

申請者は近隣の倉庫にて金属加工業を営んでいるが、手狭であり業務拡大の為工場用地を近くで探していた。今回売っていただけることとなったため、計画する。

売買価格は、坪 [ ] 円です。

農地区分は市街化近接区域内の農地で概ね 10 ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置図は、16 ページです。

7つ目の案件です。売買による、太陽光発電施設用地の申請です。

土地の所在は、議案書 3 ページを確認ください。

計 [ ] m<sup>2</sup>です。

申請者は、太陽光発電にて収入を得て会社を営んでいる。今回太陽光発電施設の話があり取得し計画することとした。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10 ha未満の農地、第2種農地に該当。周りも太陽光発電施設となっており、他への転用も考えられない状況であり、位置的代替性もないため、事務局としてはやむを得ないと判断。

売買価格は、m<sup>2</sup> [ ] 円となります。

位置図は、18 ページとなります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

1 番の案件について鈴木健二委員。

鈴木委員

11/17 無量寺の檀家の代表より説明。現地は荒廃地であった場所であり、有効活用となるので問題ないと思われま。

議 長

2 番の案件について、春日初委員。



春日委員	12/8 ■■■■■より説明。事務局の説明のとおりであります。
議 長	3 番の案件について、原義久委員。
原委員	12/11 ■■■■■さんより説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。
議 長	4 番の案件について、藤森英雄委員。
藤森委員	木下のバイパス沿いのJAガソリンスタンドの東側で、以前より資材置場として利用されており改善してほしいと話をしてきた場所。
議 長	5 番の案件について、金澤博委員。
金澤委員	長岡公民館の近くで隣接の宅地と合わせての取得。ぶどう栽培を行いたいということで、現在候補地を探している状況。内容については事務局の説明のとおりであります。
議 長	6 番の案件について、藤田久一委員。
藤田委員	12/18 ■■■■■より説明。内容は事務局の説明のとおりであります。
議 長	7 番の案件について、向山勝一委員。
向山委員	12/15 現地にて確認をした。内容は事務局の説明のとおりであります。草刈り等しつかりやってほしい点を伝えた。
議 長	ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。採決をいたします。 原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議 長	異議なしと認めます。よって第2号議案については認めることに決定しました。日程第5議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理

事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

田 ■■■■ m<sup>2</sup> 畑 ■■■■ m<sup>2</sup> 計 ■■■■ m<sup>2</sup> であります。

2 ページから 6 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和 3 年 1 月 7 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

7 ページから 9 ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第 3 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 5 議案第 4 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 ■■■■ m<sup>2</sup>、畑 ■■■■ m<sup>2</sup> 計 ■■■■ m<sup>2</sup>

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第 4 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたし

ました。

日程第6 報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、2ページをお願いいたします。

今回買い手は、■■■■さん、■■■■さんです。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年11月から12月に受け付けた内訳になります。17件 解約の届出がありました。それぞれ次期耕作者が決まっている案件となります。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手でお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和2年11月から12月の受付分になります。全部で5件ございました。

県外在住の方への相続もありますので、地元の農業委員さんも注意していただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思えます。

続きまして、日程第9 報告第4号 についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について説明します。

農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。

議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要となっております。

今回の所在は、                     地目「■」 面積は          ㎡の内      ㎡となります。

携帯基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出いただいたものになります。

議 長

報告第4号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手でお願いします。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

5 番

---

6 番

---